

平塚市城島地区体育振興会規約

施行 昭和48年7月 6日
改正 昭和51年6月27日
昭和55年5月17日
昭和57年4月24日
昭和58年4月29日
昭和59年4月21日

(名称)

第1条 この会は、平塚市城島地区体育振興会と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、会長宅に置く。

(目的)

第3条 この会は、城島地区における体育の普及、振興並びにその発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 城島地区内の体育団体の育成推進
- (2) 体育に関する講習会及び研修会等の開催
- (3) 城島地区各種体育大会の開催
- (4) その多目的達成に必要な事業

(組織)

第5条 この会は、城島地区に在住する者を持って組織する。

(役員)

第6条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 事 務 局 長 1名
事務局長次長 1名
- (4) 会 計 2名
- (5) 書 記 2名
- (6) 会 計 監 事 2名
- (7) 理 事 若干名

(8) 顧問 若干名

(役員を選任)

第7条 会長、副会長、事務局長及び会計は、理事の互選による。

但し、会長は、城島地区に在住し、体育に関して熱意と経験を有する者のうちから選出することができる。

2 書記は会長が任命する。

3 会計幹事は、理事の互選による。

4 理事は、次のものをもって充てる。

(1) 各自治会から推薦された者（1自治会当たり男子2名、女子2名とする。）

(2) 城島地区体育指導員

5 顧問は、各自治会長がこれにあたる。

(職務)

第8条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。

3 事務局長は、会長の指示により会務を処理し、各部の連絡調整に当たる。

4 会計は、この会の経理を統理する。

5 書記は、会長の命を受け、この会の事務を処理する。

6 会計監事は、この会の経理を監査し、意見を付して総会に報告する。

7 顧問は、会長の求めに応じて意見を具申する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

但し、再任を妨げない。

(会議)

第10条 この会の会議は、総会及び理事会とする。